

NPO法人おかやまUFEは、  
すべての人が安心して、その人らしい  
生活を送ることができる地域社会の形  
成に寄与するため活動しています。

すまサポおかやまを通じて、  
岡山市や地域の様々な関係団体・関係  
機関と連携して、空き家の活用や住ま  
いの確保の問題解消に努めます。

～ 相談窓口について ～

全国的に空き家が問題となっていますが、  
岡山県では全国的にも早いペースで空き家  
が増加しています。

相続したけど県外に住んでいるから、更地  
にするよりも税金が安いから、便利な場所  
に住み替えたからと、理由は様々です。

一方で、高齢や障がいなどの理由で賃貸住  
宅への入居を断られ、安心して生活できる  
住まいが見つかりにくい人たちがたくさん  
います。

思い出の詰まった住宅を朽ちさせないため  
に、高齢や障がいなど、どのような事情が  
ある方でも、安心して生活できる場所を見  
つけられるように、

NPO法人おかやまUFEでは、このミス  
マッチを解消するための総合相談窓口を開  
設し、住まいの確保が難しい方や空き家の  
管理運営にお悩みのオーナー様の相談に一  
緒に考えていきます。

【出張無料相談会】

- 毎月第2木曜日 **※事前予約制**
  - ・ 各分野の専門家が相談にお応えします。
  - ・ 開催日はHP等で随時お知らせします。
- 10時～15時（受付14時）まで実施  
**当日受付も可能ですが**予約者優先です。



住まいと暮らしのサポートセンターおかやま  
＜企画・運営事務局＞

■ NPO法人おかやまUFE うてんて店  
岡山市北区東古松2-2-9  
（★の場所です）うてんての看板が目印

■ 営業時間  
相談窓口 平日10時～15時まで  
電話 086-231-0841（10時～15時）  
FAX 086-231-0842（24時間）  
MAIL sumasapo@utenti.click（24時間）

住まいや空き家の利活用をご検討の方や  
住まいの確保が難しい方の相談窓口



すまサポおかやま

住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

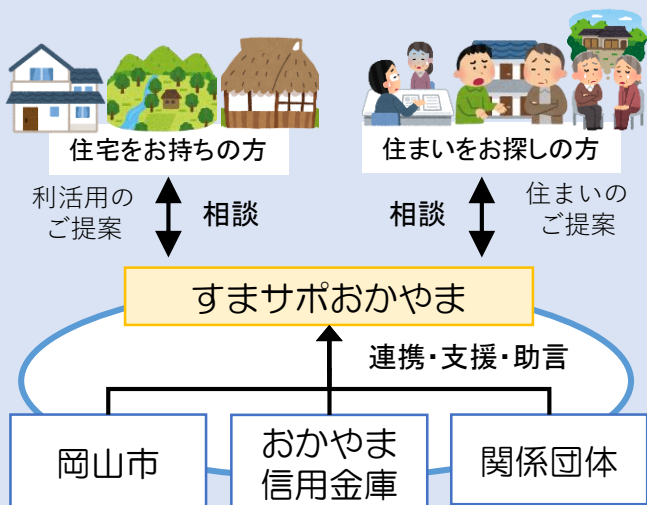


協力：岡山市  
おかやま信用金庫

空き家の管理や処分に困っている  
 住み替えにともない住まなくなる  
 今の自宅について相談したい  
 空き家を障害者の住まいに活用して欲しい  
 高齢で住まいが見つからず困っている

住まいに関する様々な不安や悩みに、  
 ひとりひとりの希望や願いに寄り添った  
 より良い暮らしにつながるように一緒に  
 考えます

### すまサポおかやまの相談体制



それぞれの専門的な立場からお手伝いします

## 住宅や空き家をお持ちの方

- 空き家の相談  
 「空き家をどうにかしたいけれど、売却したらいいのか、賃貸したらいいかわからない」などの声に適切なアドバイスをします。
- リフォームや改修の相談  
 「老後も住みやすい作りをしたいけれど、どのように改修したらいいかわからない」など、ちょっとした住まいの不便でも我慢をせずにご相談ください。
- 住み替えの相談  
 「高齢になっても生活しやすい便利な場所に住み替えたいけど、今の自宅はどうしよう」などのお悩みに、管理や利活用など、ご希望にそった対応方法をご提案します。
- 相続の相談  
 「自宅をどのような形で相続したらよいかかわからない」  
 「病気や障がいがある子どもたちが相続したら、自宅の管理・運用や税金はどうしよう」などの疑問や不安に、一緒に考えます。
- 不動産売買の相談  
 「所有している土地や住宅を適切に管理・運用できない等の理由で売却したい」  
 「住み替えのために中古の戸建ての住宅やマンションを買いたい」などの相談にお応えします。

## 住まいが見つからずお困りの方

- 住まいに関する相談  
 高齢や障がいなどの理由で入居を断られ住居の確保が難しい方に、入居できるお部屋の紹介の提供を行います。
- 入居後の生活に関する相談  
 入居後に安心して生活し続けるために必要な生活支援サービスのご紹介や、健康状態の変化などによる住み替えのご相談等にお応えします。

平成29年10月から始まった  
 新たな住宅セーフティネット制度に関する  
 ご相談にもお応えします。

例えば、

- 「住宅確保要配慮者（※）の入居を拒まない賃貸住宅」の仕組みや補助金などの情報が知りたい
- 住まいの確保が難しい方にお部屋を貸したいけれど、どのようなことに配慮する必要があるのか知りたい
- 高齢者や障害者の入居中のトラブルを防ぐためにできることや、対応方法が知りたい

※住宅確保要配慮者とは  
 低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯の方、ホームレス、シングルマザー、DV被害者など、住宅の確保に特に配慮を要する方を指します。

